

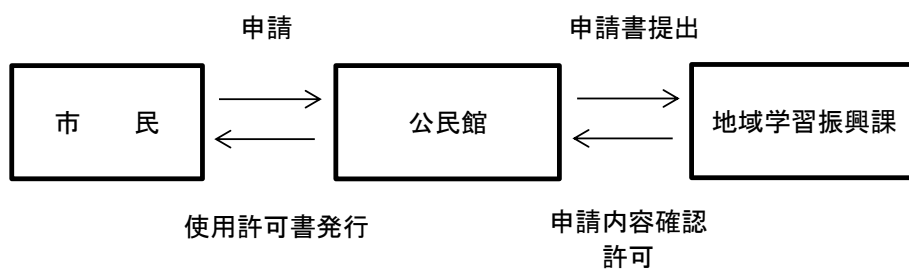
審査基準及び標準処理期間整理個表

番号

処 分 名	公民館の使用許可	
処 分 の 概 要	公民館の使用を許可する。	
根 拠 法 令 名	松山市公民館条例（平成16年条例第3号）	
条 項	第4条	
所 管 課	地域学習振興課	
経由機関での処理期間	即日	
所管課での処理期間	即日～7日	
標 準 処 理 期 間	計 即日～7日	
審 査 基 準	松山市公民館条例第6条、第7条の各号に該当しないことを基準とする。	
【根拠法令等】	松山市公民館条例	
	<p>（使用の許可）</p> <p>第4条 公民館を使用しようとする者は、あらかじめ教育委員会の許可を受けなければならない。</p> <p>2 教育委員会は、前項の許可をするときは、公民館の管理上必要な条件を付けることができる。</p> <p>（使用の制限）</p> <p>第6条 教育委員会は、次の各号のいずれかに該当するときは、公民館の使用を許可しない。</p> <p>(1) 公の秩序又は善良の風俗を害するおそれがあるとき。</p> <p>(2) 施設（附属設備等を含む。以下同じ。）を毀(き)損し、又は滅失するおそれがあるとき。</p> <p>(3) 前2号に掲げるもののほか、教育委員会が公民館の管理上支障があると認めたとき。</p> <p>（使用許可の取消し等）</p> <p>第7条 教育委員会は、次の各号のいずれかに該当するときは、公民館の使用許可を取り消し、又は使用を中止し、若しくは制限することができる。</p> <p>(1) この条例又はこの条例に基づく規則に違反したとき。</p> <p>(2) 使用許可の条件に違反したとき。</p> <p>(3) 偽りその他不正な手段により許可を受けたとき。</p> <p>(4) 前条各号のいずれかに該当する事由が生じたとき。</p> <p>2 前項の処分により使用者に損害が生じることがあっても、市は、その責を負わない。</p>	

※根拠法令や審査基準の内容全てを記載することができない場合は、それらが記載された文書等の縦覧をもって代えることができる。

手続の流れ



※根拠法令や審査基準の内容全てを記載することができない場合は、
それらが記載された文書等の縦覧をもって代えることができる。